

広島県告示第九百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年十月九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島向原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸高田市向原町保垣字楠城一〇五〇番一地从 から 安芸高田市向原町保垣字宮谷一三五四地先まで	新	一一・〇〇〃 一 二五・二二〇	五二七・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八五八・〇〇メ ートル
安芸高田市向原町保垣字楠城一〇五〇番一地从 から 安芸高田市向原町保垣字楠城一〇五〇番一地从 から 安芸高田市向原町保垣字合路一五八八番四地先 まで	旧	一一・〇〇〃 一 二五・二二〇 三・〇〇〃 三 三・四〇〇	五二七・〇〇 八五八・〇〇	